

新郷村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 2,586	千円 2,796,822	千円 151,788	千円 530,865	% 18.98	% 17.73

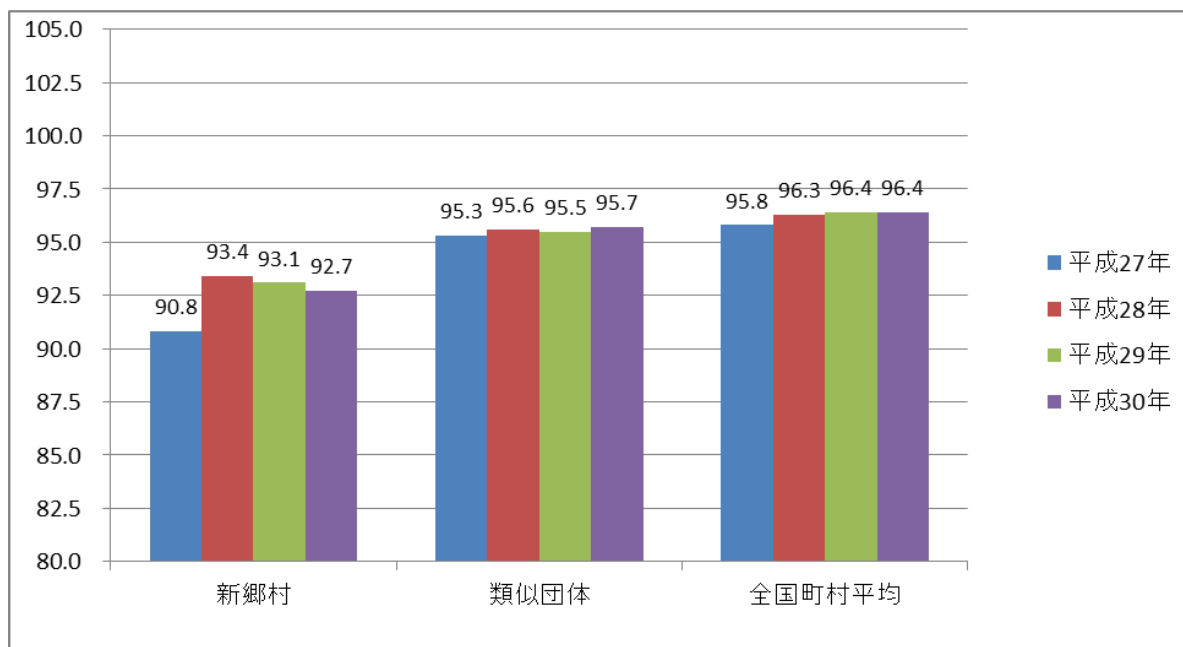
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
29年度	人 59	千円 201,973	千円 35,938	千円 77,183	千円 315,094

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,341	千円 5,414

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、青森県人事委員会勧告を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

※制度なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
 （平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新郷村	40.6歳	286,455円	317,000円	298,508円
青森県	42.9歳	319,300円	382,088円	349,384円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	40.6歳	294,324円	333,931円	323,675円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		新 郷 村	青 森 県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	179,200 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	147,100 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	142,000 円	144,500 円	—
	中学卒	126,400 円	132,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（30年4月1日現在）

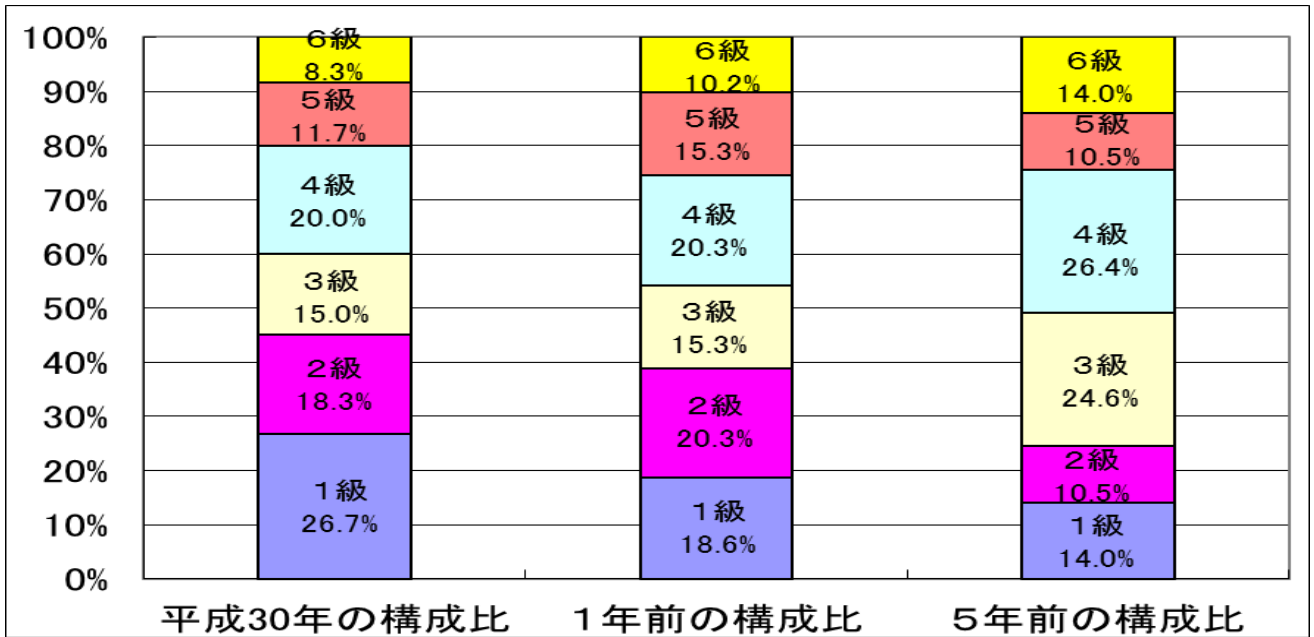
区 分		経験年数10年以上 20年未満	経験年数20年以上 30年未満	経験年数30年以上
一般行政職	大学卒	267,000 円	344,750 円	377,100 円
	高校卒	253,300 円	314,567 円	376,769 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

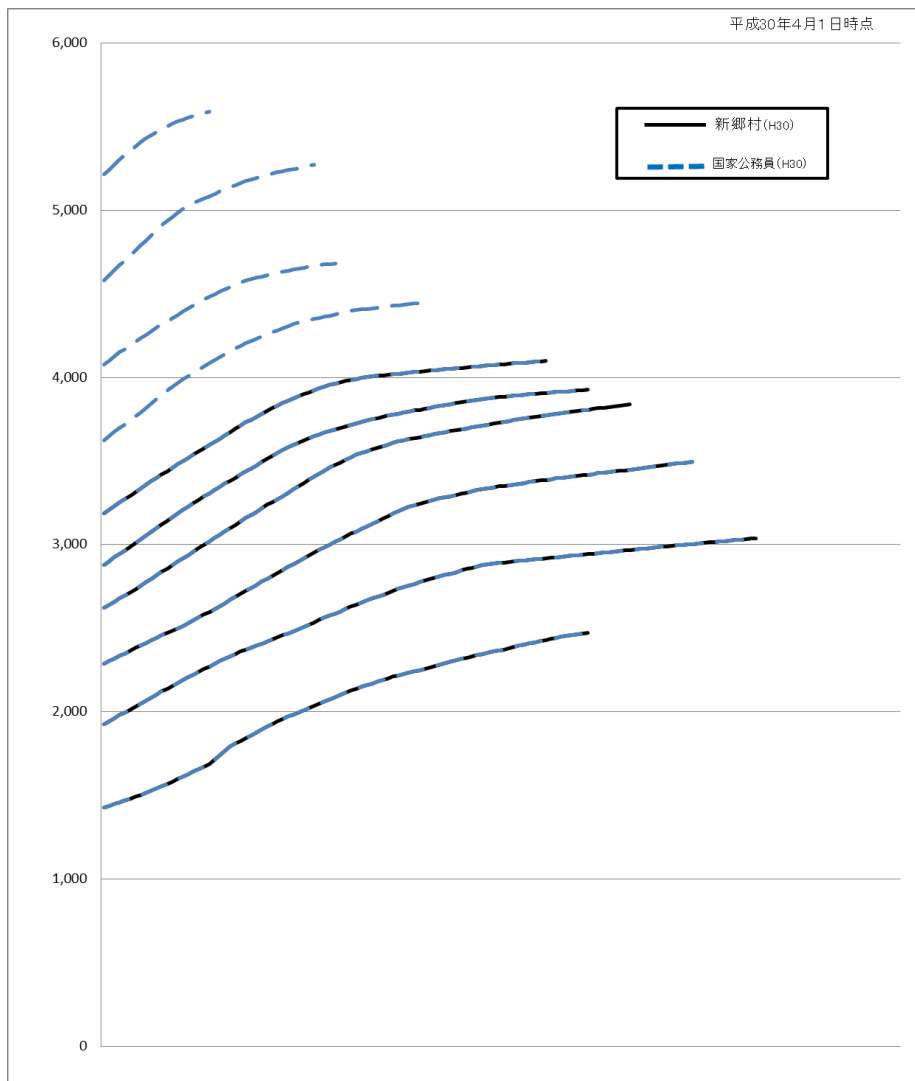
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	参事	5 人	8.3 %	319,200 円	410,200 円
5 級	副参事	7 人	11.7 %	288,900 円	393,000 円
4 級	総括主幹	12 人	20.0 %	263,000 円	384,200 円
3 級	主幹	9 人	15.0 %	230,000 円	350,000 円
2 級	主査	11 人	18.3 %	194,000 円	304,200 円
1 級	主事	16 人	26.7 %	144,100 円	247,600 円

- (注) 1 新郷村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (30年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況（新郷村）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新 郷 村	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,326 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,606 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.40)月分 (0.80)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.40)月分 (0.80)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（新郷村）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

新郷村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （割増率 2～30%）			定年前早期退職特例措置 （割増率 2～45%）		
（退職時特別昇給 制度なし）					
1人当たり平均支給額		21,799 千円			
（定年退職の平均）					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			9,156千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			4,578,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			2.7%	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給 単価
診療手当	国民健康保険診療 所の医師または技 師として医療に従 事する職員	国民健康保険診 療所の医師また は技師として医 療に従事したと き	9,000千円	750,000円/月
往診手当			— 千円	健康保険法の規定 単位×往診料の点数
X線手当			156千円	【医師】 10,000円/月 【技師】 3,000円/月

(4) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	7,936 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	145 千円
支給実績（29年度決算）	8,270 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	148 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	配偶者・父母等 6,500円/月 子 10,000円/月 16～22歳の扶養親族1人につき 5,000円/月加算	同		6,148千円	219,843円
住居手当	【借家】家賃に応じて 100円/月～ 27,000円/月	同		2,124千円	265,909円
通勤手当	交通機関利用の場合 運賃相当額 （最高支給限度額 55,000円/月） 交通用具利用の場合 距離に応じ 2,000円/月～ 24,500円/月	異	交通用具利用の場合 平成26年度までの支給割合と同様（国と併せて改定していない）	3,917千円	81,930円
管理職手当	25,000円/月 ～35,000円/月	異	①総務課の参事又は課長、診療所長及び会計管理者 35,000円/月 ②参事（6級） 30,000円/月 ③副参事（5級） 25,000円/月	5,040千円	336,667円
寒冷地手当	世帯主 扶養親族がいる場合 89,000円 扶養親族がいない場合 51,000円	同		4,694千円	64,293円
	世帯主以外 36,800円 ※上記金額は年額 5分の1の額を11月～3月に支給				

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	763,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 820,000 円 / 498,000 円	
	副 村 長	604,000 円	667,000 円 / 443,000 円	
報 酬	議 長	283,000 円	316,000 円 / 186,300 円	
	副 議 長	240,000 円	253,000 円 / 129,600 円	
	議 員	225,000 円	230,000 円 / 103,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(29年度支給割合) 3.15 月分		
	議 長 副 議 員	(29年度支給割合) 3.15 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	763,000×在職月数×0.455 604,000×在職月数×0.265	1,666 万円 768 万円	任期毎 任期毎
	備 考	—		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

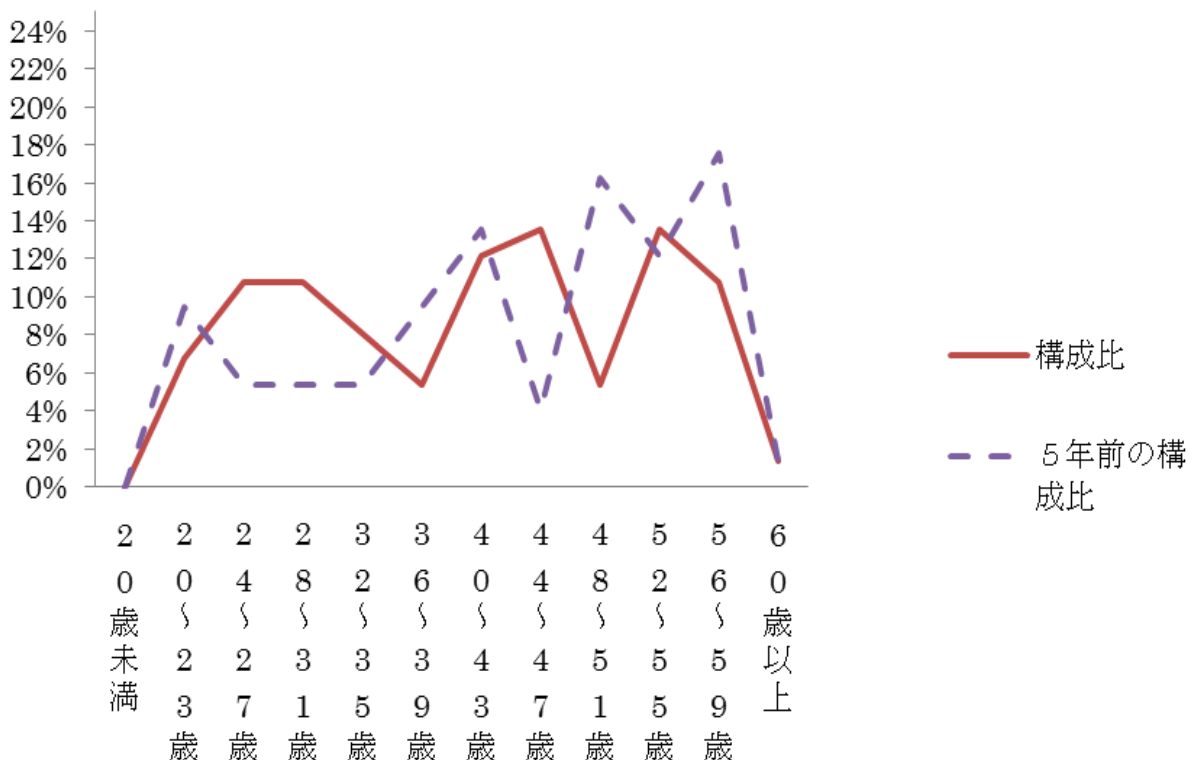
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	▲ 1	再任用職員数の減
		総 務	19	19		
		税 務	5	4		
		民 生	8	8		
衛 生		2	2			
農 林 水 産		9	9			
商 工		3	3			
土 木	4	4				
	計	52	51	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 197.22 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 188.96 人)	
	教育部門	7	7			
	小 計	59	58	▲ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 224.28 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 222.14 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	下 水 道	1	1		
		簡 易 水 道	1	1		
		そ の 他	7	7		
	小 計	15	15			
合 計		74 [107]	73 [107]	▲ 1 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 282.29 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	5人	8人	8人	6人	4人	9人	10人	4人	10人	8人	1人	73人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別 \ 年 度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	52	50	49	49	52	51	▲1(▲1.9%)
教育	7	7	6	6	7	7	0(%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(%)
普通会計計	59	57	55	55	59	58	▲1(▲1.7%)
公営企業等会計計	15	17	15	15	15	15	0(%)
総合計	74	74	70	70	74	73	▲1(▲1.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。